

NI+Cプログラムご提供条件

第1条 (支払方法)

1. 表記金額には別途消費税が加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
2. お客様は料金を表記の支払条件に基づき支払うものとします。なお、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。
3. 前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利 14.5 パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。

第2条 (NI+Cプログラム)

日本情報通信株式会社 (以下、「NI+C」といいます。) がお客様に直接許諾またはサポートするプログラムの場合、別途 NI+C が提示する使用許諾条件またはサポート条件に基づき提供され、使用許諾条件またはサポート条件記載の各条件が適用されます。なお、NI+C サブライセンスプログラム・パッケージが提供される場合、NI+C が指定する Web サイト http://www.niandc.co.jp/guide/nic_swinfo/ に掲載される最新の条件が適用されるものとします。また、Web サイトに掲載される条件が変更された場合、当該変更日付を以て変更後の条件が適用されるものとします。

第3条 (第三者プログラム)

前条に定める以外のプログラムの場合、メーカーまたは提供元からお客様に直接使用許諾され、メーカーまたは提供元の使用許諾条件、保守条件、またはサポート条件等が適用されます。NI+C は前条に定める以外のプログラムに対し、法律上の契約不適合責任 (瑕疵担保責任) を含めいかなる責任も負いません。

第4条 (サポート期間)

契約内容にプログラムサポートが含まれる場合、開始日より1年間がサポート期間となります。ただし、本書に別の定めが存在する場合は、別の定めが優先されます。

第5条 (無返金)

NI+C は、お客様理由により本契約が解約された場合、支払済み契約金を返金しないものとします。

第6条 (NI+Cの責任)

お客様が NI+C の責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるとした場合において、NI+C の損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生の原因となった物品の契約金額 (保守の場合は1年分に相当する金額) を限度とする金銭賠償に限られます。NI+C は、いかなる場合にも、NI+C の責に帰すことのできない事由から生じた損害、NI+C の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害、データ・プログラム等無体物の損害および現金等を取り扱う物品に関して生じた現金等の損失・毀損については、責任を負いません。

第7条 (機密情報)

1. 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げただうで開示した情報のうち、開示後 14 日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
2. 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後 5 年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用させないものとします。
3. 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されません。
 - 1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報、2) 独自に開示した情報、3) 第三者から正当に入手した情報、4) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
4. 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとします。
5. 「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいいます。
 - (1) お客様または NI+C の議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体
 - (2) 前号所定の団体が、議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体

第8条 (反社会的勢力の排除)

1. お客様および NI+C は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自らまたは自らの役員等 (取締役、執行役または監査役) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号)、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号)、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、反社会的勢力 (犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者 (以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。) であること
 - (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢

力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事していると認められること

- (4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
2. お客様および NI+C は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 第 1 項に違反したとき
 - (2) 自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為をしたとき
 3. NI+C は、本契約により NI+C が受託した業務の一部を第三者に再委託する契約 (以下、「再委託契約」という。) の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第 2 項第 2 号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。
 4. お客様は、NI+C が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 5. お客様および NI+C は、第 2 項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。
 6. 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

第9条 (解除等)

1. お客様または NI+C は、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - (2) 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認められたとき
 - (3) 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
 - (4) 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
 - (5) 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - (6) 相手方に信用不安が発生したとき、財産状態が悪化したとき、またはその他契約の維持が困難であると認められる相当の事由があるとき
2. 前項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

第10条 (リース)

お客様がプログラムの使用許諾権を本契約に代わり、リース会社とのリース契約に基づき使用する場合には、リース会社と NI+C との契約が正式に締結されることを停止条件として、当該プログラムの使用許諾権に関する本契約は解除されます。この場合であっても、本契約の定めはプログラムの使用許諾権に関する諸条件として、お客様から NI+C に対する支払条件、および、所有権の移転条件を除き、解除後も存続して適用されるものとします。なお、本項の定めは、お客様とリース会社とのリース契約が解除された場合は適用されないものとし、本契約が引き続き有効に存続するものとします。

第11条 (譲渡禁止)

1. お客様は、NI+C の 書面による事前の同意がない限り本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは移転することはできません。
2. 本契約におけるプログラムの使用許諾権等は、お客様が自己のデータ処理の目的で購入するものとし、NI+C の事前同意がある場合を除き、転売目的とした購入はできません。

第12条 (不可抗力免責)

金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエビデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。

第13条 (消滅時効)

本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合は、時効により消滅します。

第14条 (裁判管轄)

本契約は日本国法を準拠法とし、本契約における当事者間の紛争解決について、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄合意裁判所とします。

第15条 (存続条項)

本契約が解約または終了した場合であっても、第 6 条「NI+C の責任」、第 7 条「機密情報」、第 11 条「譲渡禁止」、第 13 条「消滅時効」、第 14 条「裁判管轄」は有効に存続します。

以上

(2020.10.23) A04-01-2